

食品安全委員会（第５３２回会合）議事概要

日 時：平成２６年１０月７日（火） １４：００～１５：５７

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか５名出席

傍聴者：報道２名、行政機関５名、一般８名

議事概要

（１）赤澤内閣府副大臣・越智内閣府大臣政務官挨拶

→赤澤内閣府副大臣・越智内閣府大臣政務官から挨拶が行われた。

（２）プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「牛海綿状脳症（BSE）対策におけるゼラチン等に係る規制の見直し」に関する審議結果の報告について
- ・「牛肉骨粉等の養魚用飼料としての利用」に関する審議結果の報告について

→担当委員の佐藤委員から説明。

本件については、食品安全基本法第１１条第１項第２号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないことが確認された。

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「クロチアニジン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピリフルキナゾン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「マンデストロビン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「クロチアニジンの一日摂取許容量を0.097 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.6 mg/kg 体重と設定する。」

「ピリフルキナゾンの一日摂取許容量を0.005 mg/kg 体重/日、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量を0.05 mg/kg 体重、一般の集団に対する急性参照用量を1 mg/kg 体重と設定する。」

「マンデストロビンの一日摂取許容量を0.19 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・化学物質・汚染物質「水道により供給される水の水質基準改正（ク

ロロ酢酸）（ジクロロ酢酸）（トリクロロ酢酸）」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の佐藤委員及び事務局から説明。

「クロロ酢酸の耐容一日摂取量を $3.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」

「ジクロロ酢酸の非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を $12.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、発がん性を指標とした場合の耐容一日摂取量を $12.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、発がんユニットリスクを 7.8×10^{-3} / (mg/kg 体重/日)と設定する。」

「トリクロロ酢酸の耐容一日摂取量を $6 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統（スイートコーン）」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統（スイートコーン）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（４）食品安全関係情報（８月３０日～９月１８日収集分）について

→事務局から報告。

欧州食品安全機関(EFSA)が9月3日及び9日に公表した、食品中のアクリルアミド(acrylamide)とその低減方法及びフードチェーンにおける汚染物質の欧州規模のモニタリングに関するインフォグラフィックス(図やグラフを用いた分かりやすい説明資料)の概要等について報告。

（５）食品安全委員会の運営について（平成２６年７月～９月）

→事務局から報告。